以下の案件について、区民の皆さんからのご意見を受け付けています

1 案件の名称

足立区都市計画マスタープラン改定（素案）

2 公表資料

【施策等の案】
- 足立区都市計画マスタープラン改定（素案）
- 概要版

【関連する資料】
- 足立区都市計画マスタープラン（現行）

3 公表方法及び公表場所

（１）区のホームページへの掲載
（２）都市建設部都市建設課（区役所本庁舎北館４階）での閲覧及び配布
（３）区民事務所、中央図書館、区政情報課（区役所本庁舎中央館２階）、政策経営課（区役所本庁舎南館９階）での配布

4 意見の募集方法

（１）意見の募集期間

令和８年１１月１日（日）～ 令和８年１１月３０日（月）

（２）意見を提出できる人

ア　本区に居住、勤務又は在学する方
イ　本区に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体
ウ　施策等の案に直接的な利害関係を有する方

（３）意見の提出方法

以下のア～エのいずれかの方法により下記「お問合せ先」までご提出ください。いただいたご意見は「全文（足立区が文字起こししたもの）」を公表させていただきます。

ア　窓口への持参（庁舎開庁日の午前８時30分から午後５時までにご持参ください）
イ　郵送（募集期間末日までの消印のものを有効とします）
ウ　ファクシミリ
エ　意見受付フォーム（オンライン申請システム）への入力
　➡この案件に関する区ホームページの「意見受付フォーム」ボタンからリンク

※　「全文」の公表を希望されない方は、ご意見の最初に「全文公表希望なし」のように追加記入いただくなどの方法によりお申し出ください。この場合は、ご意見の「全文」ではなく「概要」のみ公表させていただきます。
※　上記によらず、個人を識別できる情報や、第三者の権利利益を害するおそれがある情報などの場合はご意見の全部又は一部を削除させていただくことがあります。

（4）意見の提出様式

- 様式の指定はありません（様式自由）。
- 「（2）意見を提出できる人」の要件を確認するため、住所及び氏名又は名称（法人や団体の場合は代表者名も明記）は必ず記載してください。記載がないとパブリックコメントとして受け付けることができません。
- 題名に“パブリックコメント「足立区都市計画マスタープラン改定（素案）」への意見”とご記入ください。

※　意見を提出された方の住所・氏名・名称・代表者名は公表しません。

5 意見募集の趣旨

都市計画マスタープランは、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第１８条の２第１項の規定に基づく、足立区の都市計画に関する基本的な方針になります。足立区では平成６年１１月に策定以降、平成１８年３月と平成２９年１０月の２度改定しており、前回の改定から約８年が経過しています。この間、自然災害の頻発・激甚化や少子高齢化のさらなる進展など、社会情勢が大きく変化しており、この変化を捉え、これらの課題に対応するため、激甚災害に耐えうる防災まちづくりや未来を見据えた道路・交通体系の構築などを骨子とした５つの方針からなる「足立区都市計画マスタープラン改定（素案）」を作成しました。

本計画をより実効性の高いものとするため、皆様からのご意見をお待ちしております。

6　意見の全文、概要及び区の考え方の公表予定時期

公表予定時期【令和９年３月頃】

- いただいたご意見は、ご意見の「全文」と「概要」、それに対する区の考え方などをとりまとめた上で、担当課窓口にて閲覧及び配布を行うとともに、区のホームページでお知らせする予定です。
- なお、いただいたご意見に対しての個別の回答はいたしませんので、ご了承ください。

【 施策等の案についてのお問合せ先（意見の提出先）】

足立区都市建設部都市建設課都市計画係
住所：〒120-8510　足立区中央本町１-１７-１（区役所本庁舎北館４階）
電話：03(3880)5280　　ＦＡＸ：03(3880)5619
電子メール：tosikeikaku@city.adachi.tokyo.jp

【パブリックコメント制度全般についてのお問合せ先 】

足立区政策経営部政策経営課（区役所本庁舎南館９階）
電話：03(3880)5811　　ＦＡＸ：03(3880)5610
電子メール：seisaku@city.adachi.tokyo.jp